

- ・ ・ 流域は一つ・運命共同体、  
住民と行政の協働による、より良い矢作川を目指して・ ・  
**平成22年10月1日(6ヶ月間)から試行を行い、  
平成23年4月1日から制度化する予定です。**

## 1 矢作川アダプト(協働管理) 制度(案)

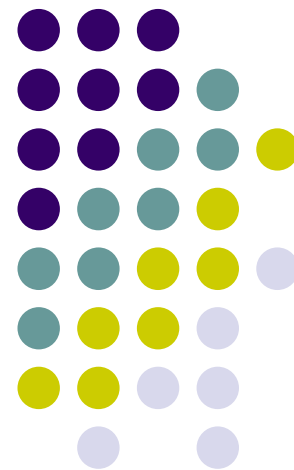
### 矢作川アダプトとは・・・

「アダプト(Adopt)」とは英語で「養子縁組する」と言った意味です。  
一般にアダプト制度とは、公共施設の管理を行政との契約により「里親」となって、  
行政と地域住民の皆さんが協働し管理する制度です。

矢作川アダプトは、地域の住民(個人や団体)の皆さんが、自らの活動と責任で、  
河川管理者の豊橋河川事務所と協働で矢作川を管理する制度です。

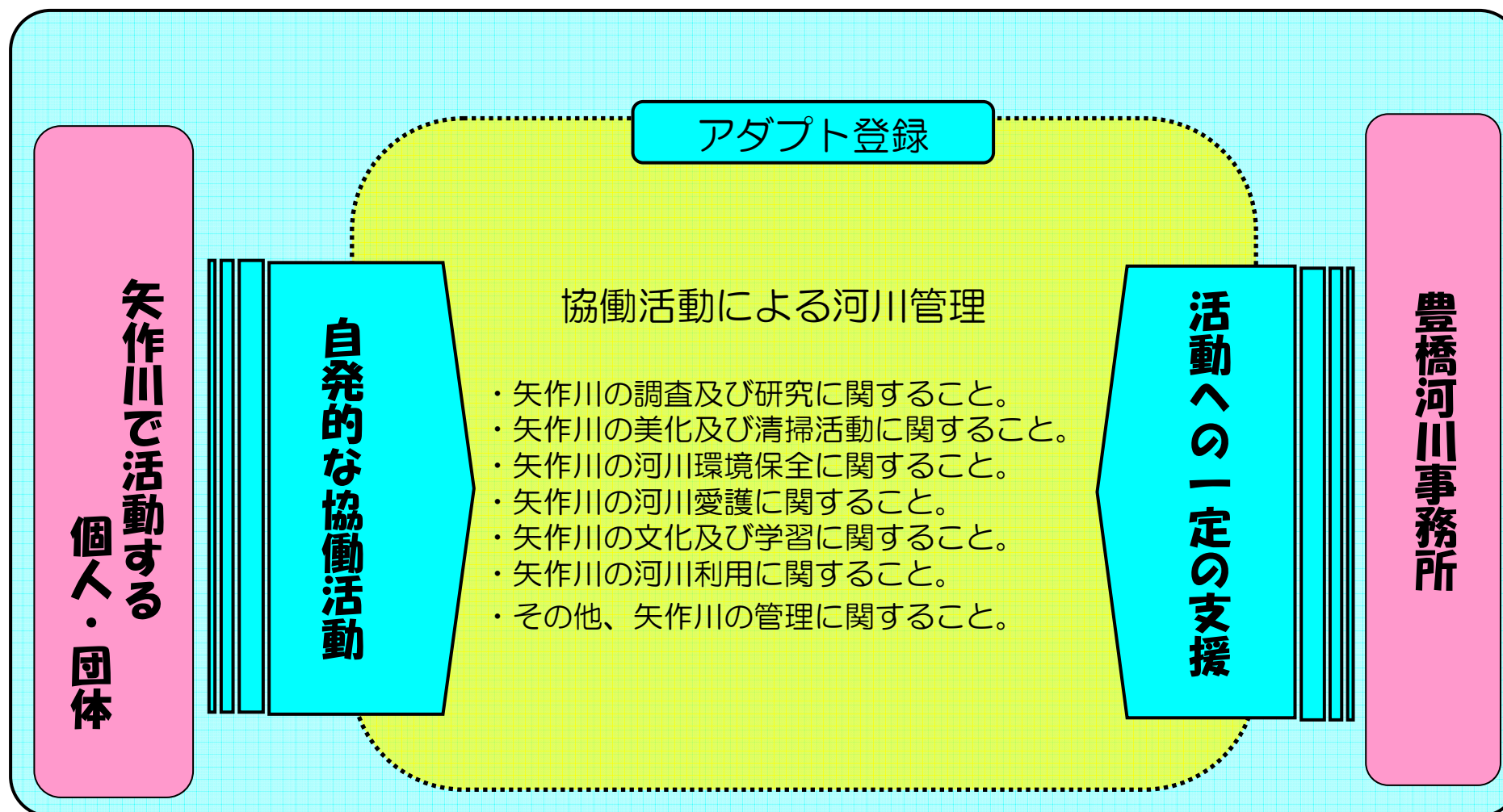
従来は、公共施設の管理は行政が行うものとされてきました。矢作川アダプトは、  
河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動、河川に関する学習活動  
等々、河川管理者と協働で地域住民の皆さんが主体的に矢作川の管理を行うことで、  
地域の特徴に合ったより良い矢作川をめざすため、希望する団体等を公募するもので  
す。

協働管理者は登録制とし、事務所は登録された団体の活動に一定の支援を行います。





## 2 矢作川アダプト



### 3 豊橋河川事務所からの支援(案)

#### 協働管理者に対して以下の支援を実施します。

豊橋河川事務所は、予算の範囲内で次の支援を行います。

- ① 矢作川に関する資料および情報の提供。
- ② 河川美化および清掃に要する用具の貸与、ごみ処理等活動に必要な支援。
- ③ 環境保全に関する資機材等の支援。
- ④ 活動時に身につける証明証の発行。
- ⑤ 活動時の里親のぼり旗の貸与。
- ⑥ 会議及び研修会の開催に必要な支援。

